## 静岡県告示第477号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法 律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年5月11日

静岡県知事 川勝平太

1 保安林予定森林の所在場所

藤枝市瀬戸ノ谷字杔藪11135、11136の1、11136の3、11137、11138、11139(次の図に示す部分に限る。)、11140、11143の1、11143の3、11144、11145の1、11145の3、11150から11153まで、11157、11159の1、11159の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、志太榛原農林事務所及 び藤枝市役所に備え置いて縦覧に供する。)